（№　L-2024-002）

CI-NET LiteS実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 発信者記入欄 | 事務局記入欄 |
| 発信日　　2024年7月25日 | 受信日　　　　年　　　月　　　日 |
| 会社名　 | 反映対象バージョン：実装規約 |
| 企業識別コード　211040 | Ver. | 2 | . | 2 | ad. | 1 |
| 部署名　標準委員会 | 事務局処理記入欄 |
| 担当者名　 |
| 連絡先 TEL: FAX: |
| 件名　CI-NET実装規約Ver.2.2 ad.0改正における、注文業務の｢表　[1007]帳票No.、[1009]参照帳票No.等の記載方法｣に係る[1300]注文番号枝番､[1301]参照帳票No.2の扱いをVer.2.1 ad.7に戻す |

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）

【要求内容】

1. 改正内容および理由対象

CI-NET LiteS実装規約Ver.2.2 ad.0(Ver.2.2 ad.0)に記載の注文業務等における「[1300]注文番号枝番､[1301]参照帳票No.2に記載する注文番号枝番、見積番号」について、CRで承認されていないにも関わらず、CI-NET LiteS実装規約Ver.2.1 ad.8改正にて追記が行われ、公表された。

本件は2020年度以前にVer.2.2 ad.0へ反映する予定で改定案が検討されていたが、2021年度にかけてVer.2.2 ad.0改正はインボイス制度対応に関連するものに絞り込んだ際に、誤ってVer.2.2 ad.0へ反映するものとして残ってしまい、CRでの承認なしにVer.2.2 ad.0へ反映されてしまったものである。

本件についてVer.2.2 ad.0の記載では運用の実態と乖離がある、また修正するにしてもシステム改修等に多大な労力しようが発生する、など非常に影響が大きいことが指摘されていたため、2023年度標準委員会第4回（2024/3/7）にて、該当箇所の記載をCI-NET LiteS実装規約Ver.2.1 ad.7(Ver.2.1 ad.7)へ戻し、改めて修正方針を議論することが決定した。

本CRは実装規約改正ルールに則り、Ver.2.2 ad.0に記載されている内容をVer.2.1 ad.7の記載内容に戻す標準委員会の決定をCRとしたものである。

1. 改訂対象
2. B.Ⅵ.注文
3. 具体的な箇所および記載

変更前

CI-NET LiteS実装規約Ver.2.2 ad.0(20220817) p236~237

----------開始----------

2. メッセージ

2.1. メッセージのキー項目

1. 取引を特定するデータ項目

表B.Ⅵ- 6　　[1007]帳票No.、[1009]参照帳票No.等の記載方法

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| メッセージ |  | [1007]帳票No. | [1008]帳票年月日 | [1009]参照帳票No. | [1010]参照帳票年月日 | [1300]注文番号枝番 | [1301]参照帳票No.2 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 確定注文 |  | \*注文番号 | 注文した年月日 | － | － | \*注文番号枝番 | 見積依頼番号 |
| 注文請け |  | **請け書番号** | **注文を請けた年月日** | \*注文番号 | 注文した年月日 | \*注文番号枝番 | 見積依頼番号 |
| 鑑項目合意変更申込 |  | \*注文番号 | 変更を申込んだ年月日 | － | － | \*（当初契約の）注文番号枝番 | （当初契約の）見積依頼番号 |
| 鑑項目合意変更承諾 |  | **変更****承諾番号** | **変更を承諾****した年月日** | \*注文番号 | 変更を申込んだ年月日 | \*（当初契約の）注文番号枝番 | （当初契約の）見積依頼番号 |
| 合意解除申込 |  | \*注文番号 | 解除を申込んだ年月日 | － | － | \*（当初契約の）注文番号枝番 | （当初契約の）見積依頼番号 |
| 合意解除承諾 |  | **解除****承諾番号** | **解除を承諾****した年月日** | \*注文番号 | 解除を申込んだ年月日 | \*（当初契約の）注文番号枝番 | （当初契約の）見積依頼番号 |
| 一方的解除通知(発注者発行) |  | \*注文番号 | 解除を通知した年月日 | － | － | \*（当初契約の）注文番号枝番 | 見積依頼番号 |
| 一方的解除通知(受注者発行) |  | \*注文番号 | **解除を通知した年月日** | － | － | \*（当初契約の）注文番号枝番 | 見積依頼番号 |
| 合意打切申込 |  | \*注文番号 | 打切を申込んだ年月日 | － | － | \*（当初契約の）注文番号枝番 | （当初契約の）見積依頼番号 |
| 合意打切承諾 |  | **打切****承諾番号** | **打切を承諾****した年月日** | \*注文番号 | 打切を申込んだ年月日 | \*（当初契約の）注文番号枝番 | （当初契約の）見積依頼番号 |
| 一方的打切通知(発注者発行) |  | \*注文番号 | 打切を通知した年月日 | － | － | \*（当初契約の）注文番号枝番 | 見積依頼番号 |
| 一方的打切通知(受注者発行) |  | \*注文番号 | **打切を通知した年月日** | － | － | \*（当初契約の）注文番号枝番 | 見積依頼番号 |

【注】「\*」は取引を特定するキー項目。

【注】太枠　　　　は､受注者が発番する番号､年月日｡それ以外は発注者が発番する番号､年月日｡

* 1. 確定注文を見積依頼と紐づけるデータ項目

確定注文メッセージを見積依頼（メッセージまたは書面）と紐づける必要があるため、確定注文メッセージにおいて、[4]発注者コード＋[1006]工事コード＋見積依頼番号（[1301]参照帳票No.2）で一意に特定できるようにしなければならない。

----------終了----------

変更後

----------開始----------

2. メッセージ

2.1. メッセージのキー項目

* 1. 取引を特定するデータ項目

表B.Ⅵ- 6　　[1007]帳票No.、[1009]参照帳票No.等の記載方法

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| メッセージ |  | [1007]帳票No. | [1008]帳票年月日 | [1009]参照帳票No. | [1010]参照帳票年月日 | [1300]注文番号枝番 | [1301]参照帳票No.2 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 確定注文 |  | \*注文番号 | 注文した年月日 | － | － | \*注文番号枝番 | 見積依頼番号 |
| 注文請け |  | **請書番号** | **注文を請けた年月日** | \*注文番号 | 注文した年月日 | \*注文番号枝番 | 見積依頼番号 |
| 鑑項目合意変更申込 |  | \*注文番号 | 変更を申込んだ年月日 | － | － | \*注文番号枝番 | 見積依頼番号 |
| 鑑項目合意変更承諾 |  | **変更****承諾番号** | **変更を承諾****した年月日** | \*注文番号 | 変更を申込んだ年月日 | \*注文番号枝番 | 見積依頼番号 |
| 合意解除申込 |  | \*注文番号 | 解除を申込んだ年月日 | － | － | \*注文番号枝番 | 見積依頼番号 |
| 合意解除承諾 |  | **解除****承諾番号** | **解除を承諾****した年月日** | \*注文番号 | 解除を申込んだ年月日 | \*注文番号枝番 | 見積依頼番号 |
| 一方的解除通知(発注者発行) |  | \*注文番号 | 解除を通知した年月日 | － | － | \*注文番号枝番 | 見積依頼番号 |
| 一方的解除通知(受注者発行) |  | \*注文番号 | **解除を通知した年月日** | － | － | \*注文番号枝番 | 見積依頼番号 |
| 合意打切申込 |  | \*注文番号 | 打切を申込んだ年月日 | － | － | \*注文番号枝番 | 見積依頼番号 |
| 合意打切承諾 |  | **打切****承諾番号** | **打切を承諾****した年月日** | \*注文番号 | 打切を申込んだ年月日 | \*注文番号枝番 | 見積依頼番号 |
| 一方的打切通知(発注者発行) |  | \*注文番号 | 打切を通知した年月日 | － | － | \*注文番号枝番 | 見積依頼番号 |
| 一方的打切通知(受注者発行) |  | \*注文番号 | **打切を通知した年月日** | － | － | \*注文番号枝番 | 見積依頼番号 |

【注】「\*」は取引を特定するキー項目。

【注】太枠　　　　は､受注者が発番する番号､年月日｡それ以外は発注者が発番する番号､年月日｡

｢(2)確定注文を見積依頼と紐づけるデータ項目｣は、Ver.2.1ad.7では記載がない。

----------終了----------

（№　L-2024-002）

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議･検討日 | 2024年7月25日 |
| 審議機関 | （委員会／WG名等を記載）標準委員会 |

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂内容 | （提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載）CI-NET実装規約Ver.2.2 ad.0改正における、注文業務の｢表　[1007]帳票No.、[1009]参照帳票No.等の記載方法｣に係る[1300]注文番号枝番､[1301]参照帳票No.2の扱いをVer.2.1 ad.7に戻す |

| チェック項目 | ﾁｪｯｸ | 指摘事項等 |
| --- | --- | --- |
| 1.既存ユーザへの影響度合い | ①実稼動しているシステムの改修度合 | ○ | Ver.2.1 ad.7に記載を戻すことによるシステム改修は不要。 |
| ②業務の見直し、変更への影響度合 | ○ |  |
| ③いずれのユーザの負担が大きいか | ○ | Ver.2.1 ad.7に記載を戻すことによるシステム改修は不要。 |
| ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か | ○ |  |
| ⑤即時の対応が可能か否か | ○ |  |
| ⑥立場の違いなく対応が可能か否か | ○ |  |
| 2.各社固有の業務要件か | ①他ユーザの賛同の有無 | ／ |  |
| ②業務の変更による対応可否の検討有無 | ／ |  |
| 3.印刷要件か | ①各社の帳票出力に依存する項目が否か | ／ |  |
| 4.二重要件か | ①他項目での類似機能がないか | ／ |  |
| 5.定義の明確化 | ①類似項目との違いは明確か | ○ |  |
| ②規約全体を通して定義を明確にしているか | ○ |  |
| 6.改訂の緊急度 | ①即時対応の必要性の有無 | ○ |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議結果 | (単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)〈取下げ〉本件については、L-2016-006等を通じて2016年ころから議論されてきた経緯があり、「Ver.2.1 ad.7時点の記載に戻してもベンダへの影響はない」という判断は誤りであるとの指摘があった。実際にVer.2.1 ad.7時点の記載へ戻してしまうと、課題が発生するベンダがいることも明らかになっているため、Ver.2.1 ad.7時点への記載へ戻す趣旨の本CRは取下げとする。 |
| 今後の対応 | (上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)本件と同一の内容について、2023年度にL-2023-002にて検討の結果「再検討」となった経緯がある。そのCR　L-2023-002、審議結果に記載の「2023年度標準委員会第4回2024/3/7にて、一旦Ver.2.1 ad.7の記載内容に戻り検討の始点とし､Ver.2.1 ad.7策定後に受けた改善要望、意見、検討等の経緯の整理し、CI-NET利用者やベンダへの影響度合いを判断したうえで改善案を検討することとした｡」を再検討のエビデンスとする。 |

|  |
| --- |
| 【チェック欄の凡例】○：問題なし△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい／：対象外／該当しない×：問題あり／指摘事項への対応が必要 |